



# 適正な水道料金の設定に係る答申

- ◎ 審議会からの提言及び審議会への諮問について・・・P2
- 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて・・・P4
- 2 水道料金の改定について・・・P17
- 3 給水装置の新設又は改造に係る  
    分担金及び水道利用加入金の改定について・・・P30
- 4 水道料金等の改定時期について・・・P32
- 5 付帯意見・・・P34
- 6 審議経過等・・・P38



水安全部 総務課





# ◎ 審議会からの提言及び審議会への諮問について①

令和4年度戸田市水道事業会計決算の内容などを踏まえ、令和6年1月2日付けで、戸田市水道事業における水道料金について、適正な設定が行われるよう、戸田市上下水道事業経営審議会会長から市長へ提言書が提出された。設定に当たっての留意点は次のとおり。

第1514号  
受 6.1.-4 付  
水安全部総務課  
令和6年/月2日  
戸田市長 菅原文仁 様  
戸田市上下水道事業経営審議会  
会長 石井晴夫

## 戸田市水道事業における適正な水道料金の設定について（提言）

令和5年11月9日開催の令和5年度第2回戸田市上下水道事業経営審議会において報告を受けた、令和4年度戸田市水道事業会計決算の内容等を踏まえ、戸田市水道事業における水道料金について、下記の点に留意し、適正な設定が行われるよう提言いたします。

### 記

- 1 料金回収率の確保**  
水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要があることから、事業費用の増加傾向も踏まえ、適正な料金回収率を確保することが必要である。
- 2 水道施設の更新等に係る費用**  
水道施設の経年化率及び更新率、規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通し、計画的な更新への取組状況等に基づき算定することが求められている。
- 3 定期的な見直し**  
改正水道法でも明記されている通り、長期的な収支の試算に基づいた設定となっているか等の確認を恒常的に実施し、3年から5年ごとの適切な時期に見直しを行うことが必要である。
- 4 資産維持費の計上**  
料金の算定基礎には、資産維持費として、対象資産(将来的に維持すべきと判断される償却資産)に対して、耐用年数到来時に更新が可能となるよう、適正な比率を計上することが水道料金算定要領で明記されている。
- 5 激変緩和措置の検討**  
今般の物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加等を踏まえ、段階的な料金の引き上げ、分担金・加入金の適正な設定等による激変緩和措置についての検討を行うことが必要である。

以上



### 1 料金回収率の確保

水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要があることから、事業費用の増加傾向も踏まえ、適正な料金回収率を確保することが必要である。

### 2 水道施設の更新等に係る費用

水道施設の経年化率及び更新率、規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通し、計画的な更新への取組状況等に基づき算定することが求められている。

### 3 定期的な見直し

改正水道法でも明記されている通り、長期的な収支の試算に基づいた設定となっているか等の確認を恒常的に実施し、3年から5年ごとの適切な時期に見直しを行うことが必要である。

### 4 資産維持費の計上

料金の算定基礎には、資産維持費として、対象資産(将来的に維持すべきと判断される償却資産)に対して、耐用年数到来時に更新が可能となるよう、適正な比率を計上することが水道料金算定要領で明記されている。

### 5 激変緩和措置の検討

今般の物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加等を踏まえ、段階的な料金の引き上げ、分担金・加入金の適正な設定等による激変緩和措置についての検討を行うことが必要である。

## 《関連事項》

水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進について  
(令和5年7月6日/厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長)

- ①水道施設の計画的な更新
- ②水道料金の3年から5年ごとの見直し
- ③水道施設の計画的な更新への取組状況等について確認
- ④アセットマネジメントに関する取組状況の確認
- ⑤資産維持費を含む適正な水道料金の設定
- ⑥水道料金等に関する法令等の遵守状況についての確認を強化等



# ◎ 審議会からの提言及び審議会への諮問について②

戸水総第1610号  
令和6年1月26日

戸田市上下水道事業経営審議会  
会長 石井 晴夫 様

戸田市長 菅原文 仁



水道事業における適正な水道料金の設定について（諮問）

本市の水道事業会計においては、料金回収率が毎年100%を下回り、給水に係る費用を給水収益以外の分担金や加入金等で賄う状況が続いており、令和5年度予算においても、水需要の減少や電気料金高騰などによる施設運営・管理費の増加により、収益的支出が収益的収入を上回る状況となっております。加えて、老朽化した配水管や浄水場の更新に要する経費についても、今後、膨大な財源の確保が必要となっております。

令和5年7月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長からの通知では、水道施設の計画的な更新・耐震化や資産維持費を含む適正な水道料金の実施するよう、各水道事業体に向けて地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言がありました。

また、貴殿より令和6年1月2日付けで、「戸田市水道事業における適正な水道料金の設定」について、提言をいただいたところです。

以上の状況を鑑み、将来にわたり健全な事業経営と安全で強靱な水道施設を維持していくため、戸田市上下水道事業経営審議会条例第2条に基づき、水道事業における適正な水道料金の設定について、審議会の意見を求めます。



戸田市上下水道事業経営審議会会長から提言書が提出されたことを受け、令和6年1月26日付けで、市長から同審議会会長に宛て「戸田市水道事業における適正な水道料金の設定について」の諮問が行われた。諮問に当たっての主な内容は次のとおり。

## 【課題】

- ・水道事業会計においては、**料金回収率が毎年100%を下回り**、給水に係る費用を給水収益以外の分担金や加入金等で賄う状況が続いている。
- ・令和5年度予算においても、水需要の減少や電気料金高騰などによる施設運営・管理費の増加により、**収益的支出が収益的収入を上回る状況**。
- ・老朽化した配水管や浄水場の更新に要する経費についても、今後、**膨大な財源の確保が必要**。

## 【背景】

- ・国から「水道施設の計画的な更新・耐震化や資産維持費を含む適正な水道料金の実施するよう」各水道事業体に向けて**技術的な助言が発出**。
- ・戸田市上下水道事業経営審議会より令和6年1月2日付けで「戸田市水道事業における適正な水道料金の設定」についての**提言書が提出**。

==⇒

**将来にわたり健全な事業経営と安全で強靱な水道施設を維持していくため「適正な水道料金の設定について」を諮問**



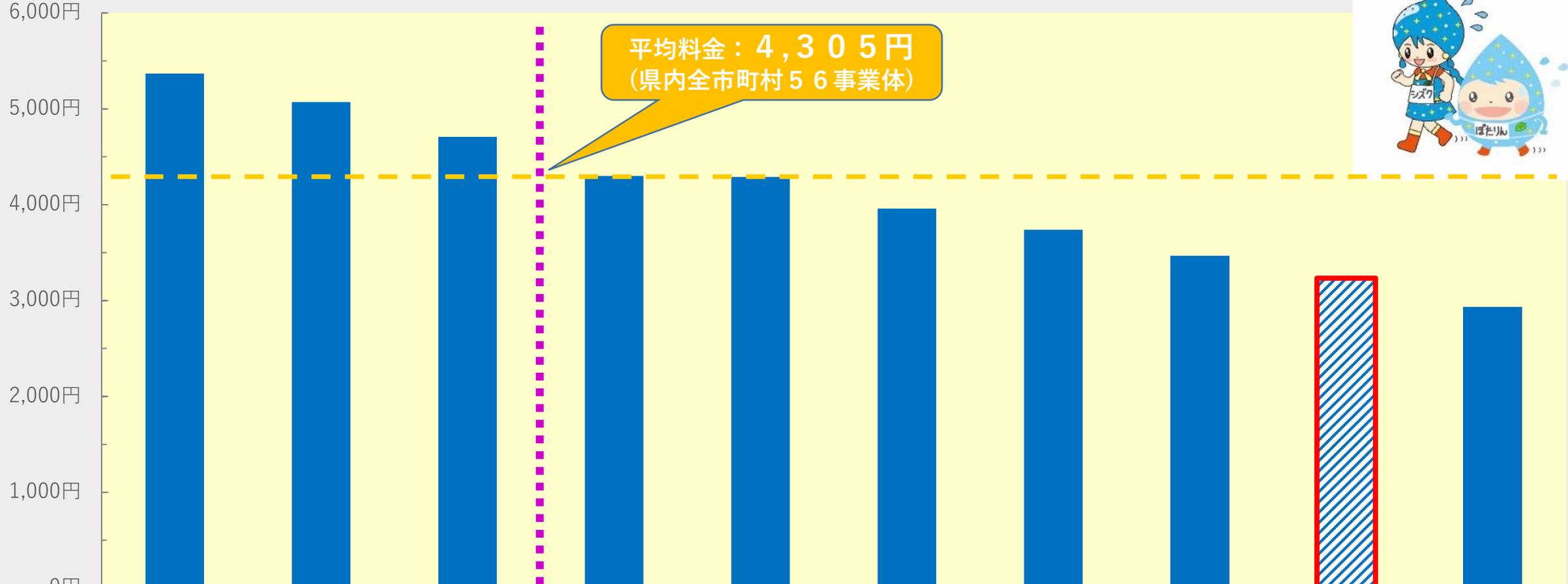
# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて①

※消費税込 ※令和5年9月時点  
※料金出典：各市町村HP

## 近隣他事業体との水道料金の比較 《一般家庭(2人世帯)で使用の水道口径(20mm・水量30m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,106円

※戸田市平均世帯人数(令和6年4月時点)：2.05人



平均料金：4,305円  
(県内全市町村56事業体)

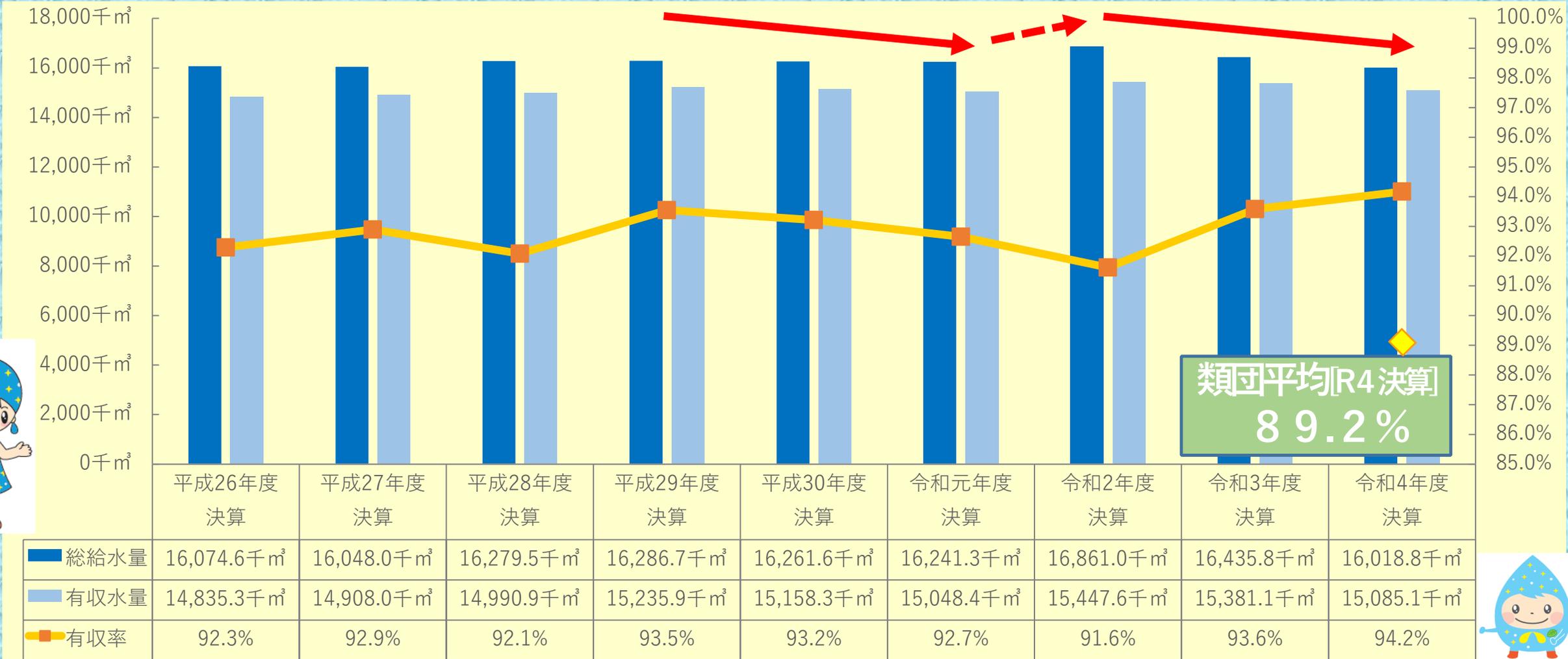
事業体	川口市	さいたま市	桶川/北本市	志木市	上尾市	朝霞市	新座市	蕨市	戸田市	和光市
水道料金	5,368円	5,070円	4,708円	4,300円	4,290円	3,960円	3,740円	3,464円	3,234円	2,930円





# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて②

●**総給水量** 総給水量は、家庭・企業での節水機器の普及や節水意識の高まり等から全体的に減少傾向。なお、令和2年度は新型コロナによる“巣ごもり需要”で一時的に家庭使用量が回復するが以後減少。有収水量も同様に推移。有収率は管路更新等に伴い改善傾向。



※有収水量と有収率：給水量のうち、料金徴収の対象となった水量とその割合。料金徴収対象外の水量は、漏水、管洗浄用、消火栓用、メータ不感量等。

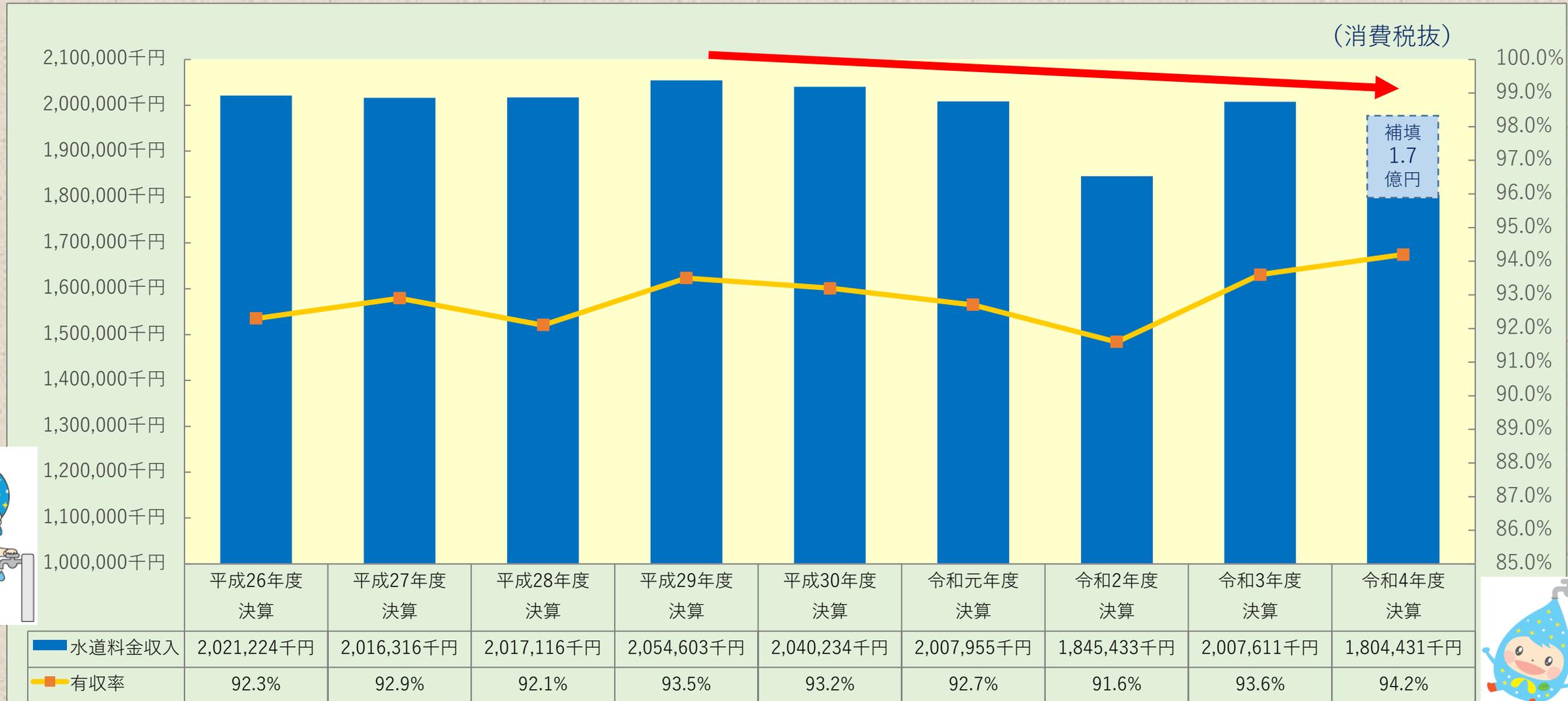




# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて③

※消費税抜（令和5年4月1日現在）

○水道料金 平成30年度以降、家庭・企業での節水機器普及等により減額傾向。令和2,4年度は新型コロナ対策で基本料金減免を実施。特に従量料金負担の高い大口利用者分の減少が顕著。※令和4年度基本料金減免分：一般会計からの負担金で補填





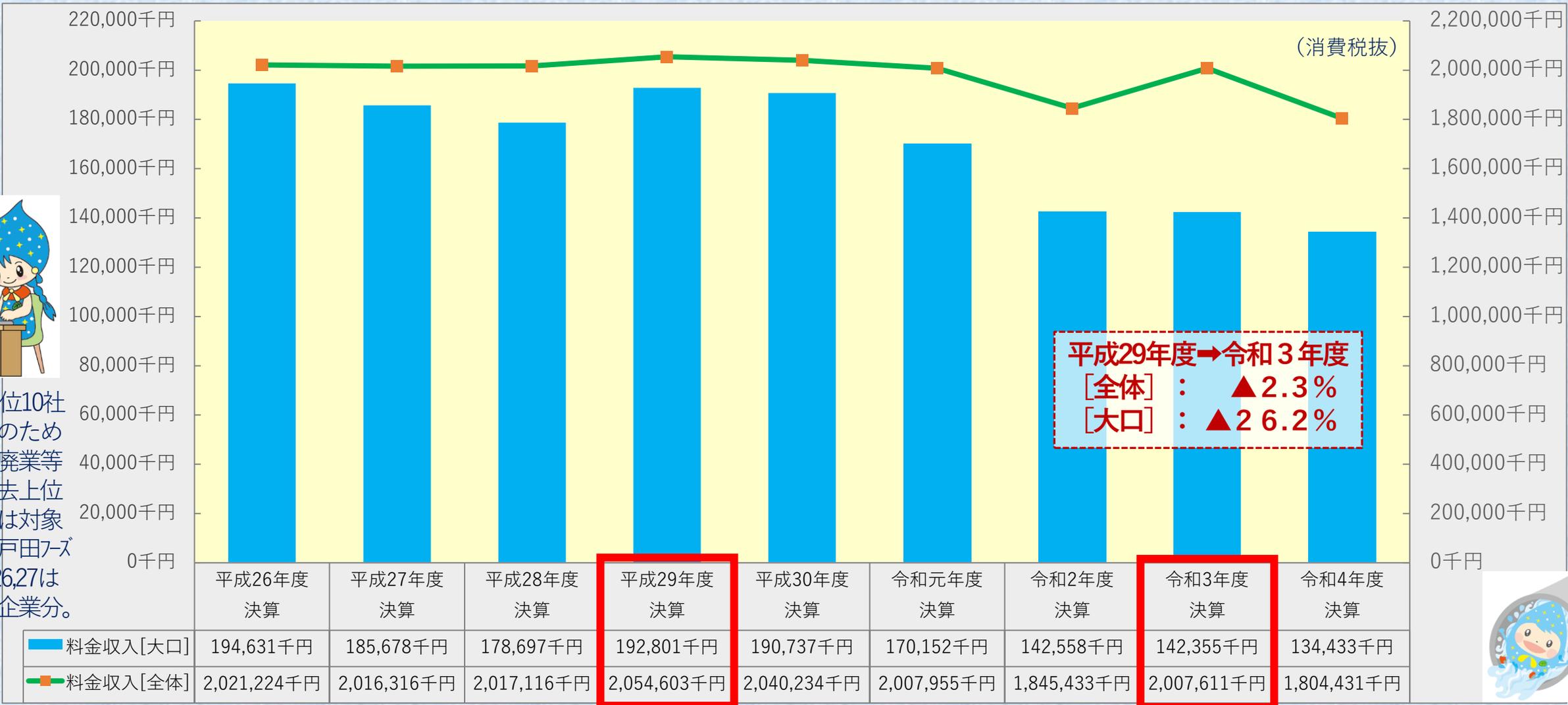
# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて④

(消費税抜)  
※決算値が税抜表記のため

○水道料金 従量料金負担の高い工場、店舗、病院、事業所などの大口利用者(口径25～150 mm)のうち、令和4年度実績の上位収入[大口] 10社※(戸田フーズ、イオンモール、明治、デリシャス・クック、戸田病院、JR戸田公園SC、ボートレース事業団、ルネサンス等)を抽出。



※R4上位10社比較のため移転廃業等の過去上位企業は対象外。戸田フーズのH26,27は前身企業分。



平成29年度→令和3年度  
[全体] : ▲2.3%  
[大口] : ▲26.2%



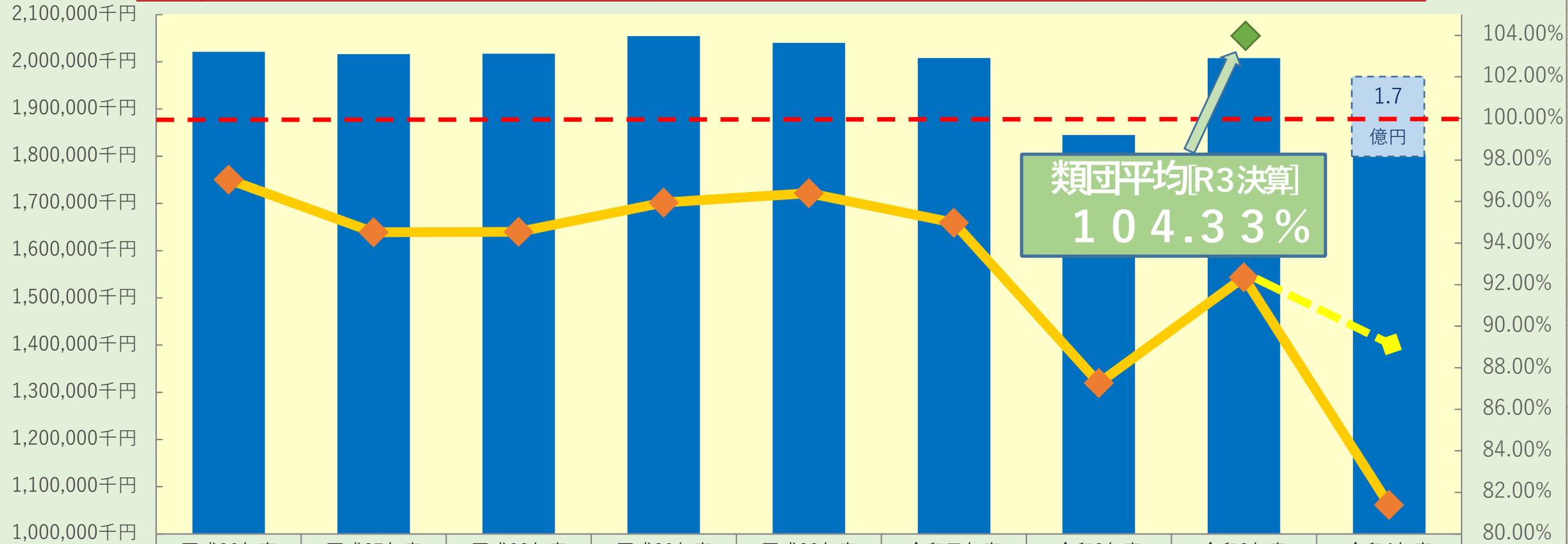


# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて⑤

(消費税抜)  
※決算値が税抜表記のため

○料金回収率 供給単価(売値)と給水原価(仕入値)との関係を見るもので100%を下回る場合、給水に係る費用を給水収益以外で賄うこととなる。本市の料金回収率は類似団体平均と比較しても低く、給水に係る費用が給水収益以外に依存している状況。

※ R2,4年度は新型コロナ対策で基本料金減免。R4年度は減免分を一般会計負担金で補填（補填後回収率：89.04%）（消費税抜）



類似団体平均[R3決算]  
104.33%

1.7  
億円





# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて⑥



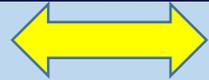
戸田市の水道料金は、平成8年4月1日以来、令和6年度までの28年間、消費税等の改定分の転嫁を除き、改定されていない。

**なぜ料金を改定せずに事業が継続(利益を確保)できた？**

継続的に事業運営における経費の節減や経営の効率化に努めてきたこと。

- ・ 管路更新や漏水調査による有収率の向上 [R4: **94.2%**]      ・ 料金収納率の確保 [過年度調定分: **99.9%**]
- ・ 平成28年度からの上下水道事業包括委託の導入と改善 [令和3年度優良地方公営企業**総務大臣表彰**]

## ■理由1 《収入面》



## 開発面積や人口の減少により先細り

- ・ 家屋の新築等で新たに給水管（水道管）を布設する場合、又はメーターの口径変更する場合に納付される**給水装置分担金**※、**加入金収入**により**純利益**を確保できている状況。

※主要単価：新設分(口径20mm)：176千円、口径変更分(口径13→20mm)：66千円。

→ 東京に隣接し**人口が未だ増加傾向**にあり、工場や倉庫の跡地への戸建分譲やマンション等の集合住宅の建築が続いているため。

## ■理由2 《支出面》



## 令和8年度から引き上げ予定(約23%)

- ・ 埼玉県企業局から受水している**県水の受水単価**が、平成11年以来値上げされていない。
- 総給水量の内、約8割を占める県水の受水費1m<sup>3</sup>当たり**61.78円**は、消費税率の改定分を除き、**平成11年度以降改定されておらず**、費用の増大が抑制されている。



# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて⑦

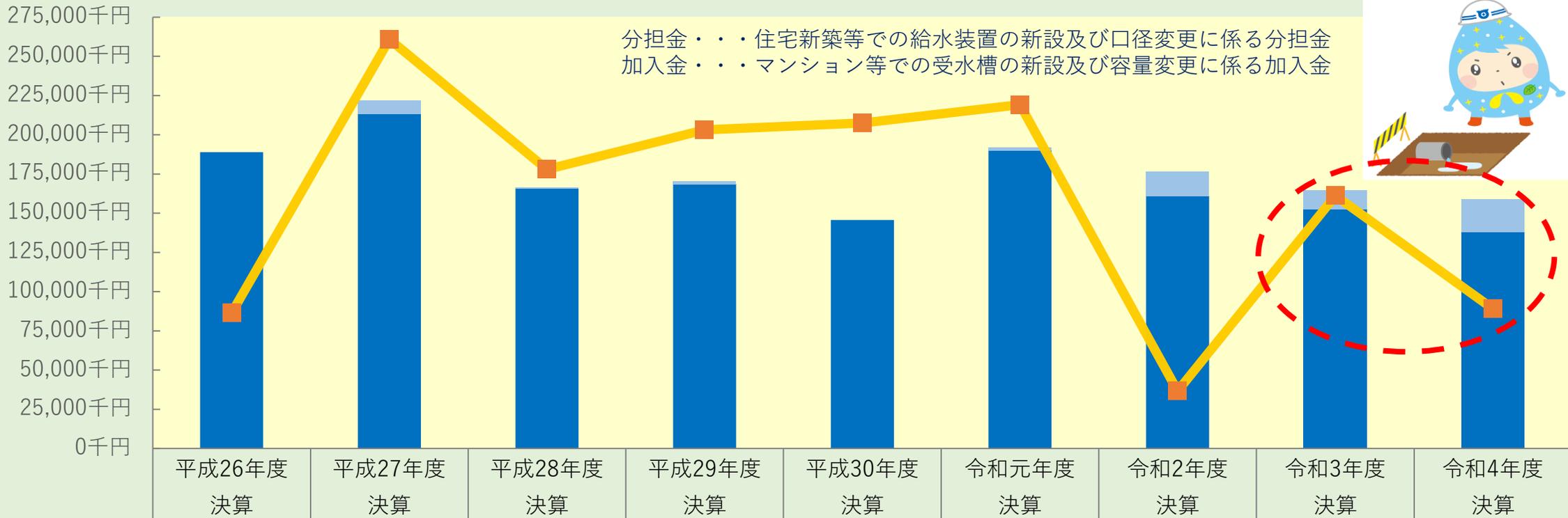
(消費税抜)

※決算値が税抜表記のため

## ● 分担金 加入金

工場や倉庫跡地における戸建・集合住宅の建築等に伴い発生する収入。料金回収率の不足分を補うための原資となり、決算においては各期純利益の大部分を占める。将来的には宅地開発面積の減少に伴い分担金等の収入も減少を想定。

純利益はH26会計基準改定、R2基本料減免により減少。※収益的収入-水道事業収益-営業収益-その他営業収益-負担金の細目

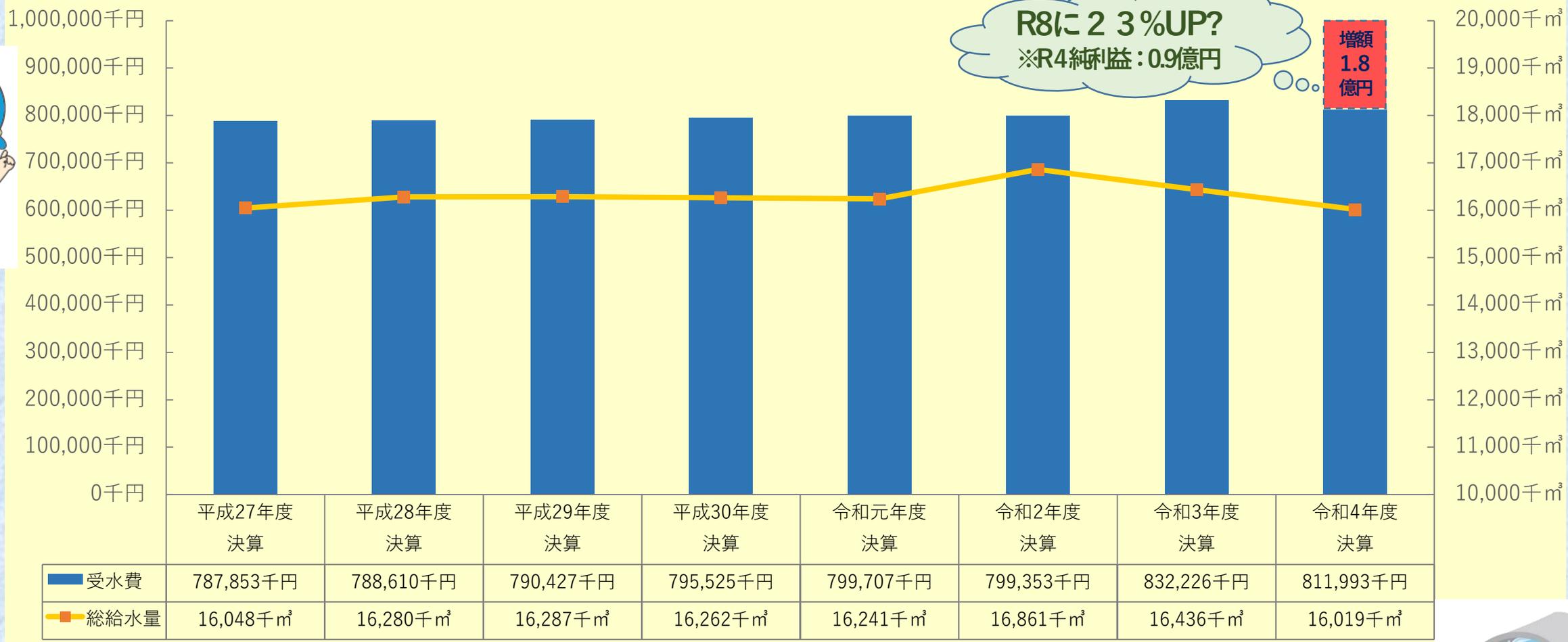




# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて⑧

(消費税抜)  
※決算値が税抜表記のため

●**県水受水費** 埼玉県企業局から供給を受ける用水の受水に要する費用で、1 m<sup>3</sup>あたりの受水単価は61円78銭(H11～)。



R8に2 3%UP?  
※R4純利益:0.9億円

増額  
1.8  
億円

県水：井水 の割合	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
	79.5 : 20.5	78.4 : 21.6	78.6 : 21.4	79.2 : 20.8	79.7 : 20.3	76.7 : 23.3	82.0 : 18.0	82.0 : 18.0





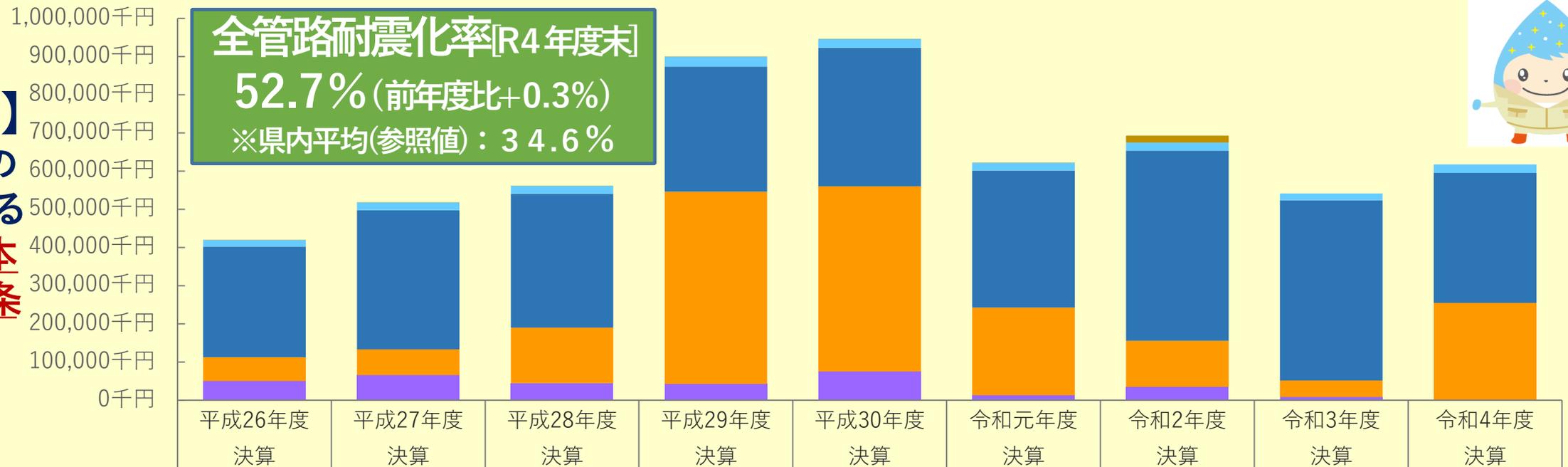
# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて⑨

(消費税込)

**【建設  
改良費】**  
水道施設の  
更新等に係る  
費用で**資本  
的収支(4条  
予算)**に区分



※ 決算値：  
繰越額含



	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算
■ 固定資産購入費	162千円	162千円	162千円	656千円	475千円	313千円	18,313千円	0千円	0千円
■ 量水器購入費	17,307千円	19,744千円	21,068千円	25,954千円	22,821千円	19,938千円	20,937千円	17,971千円	21,746千円
■ 配水施設費	289,925千円	364,934千円	350,902千円	328,152千円	362,850千円	359,198千円	497,978千円	472,406千円	338,192千円
■ 浄水施設費	61,945千円	67,059千円	145,449千円	503,590千円	485,214千円	229,925千円	121,041千円	42,928千円	254,033千円
■ 拡張事業費	50,256千円	65,641千円	44,094千円	42,390千円	75,117千円	12,544千円	34,453千円	8,085千円	2,819千円
合計	419,595千円	517,540千円	561,675千円	900,742千円	946,477千円	621,918千円	692,722千円	541,390千円	616,790千円

「**拡張事業費**」：土地区画整理事業に伴う配水管の布設等に係る費用  
 ★「**浄水施設費**」：浄水場施設及び取水井の機能維持・改修等に係る費用  
 「**配水施設費**」：基幹管路及び老朽管の耐震化に係る費用

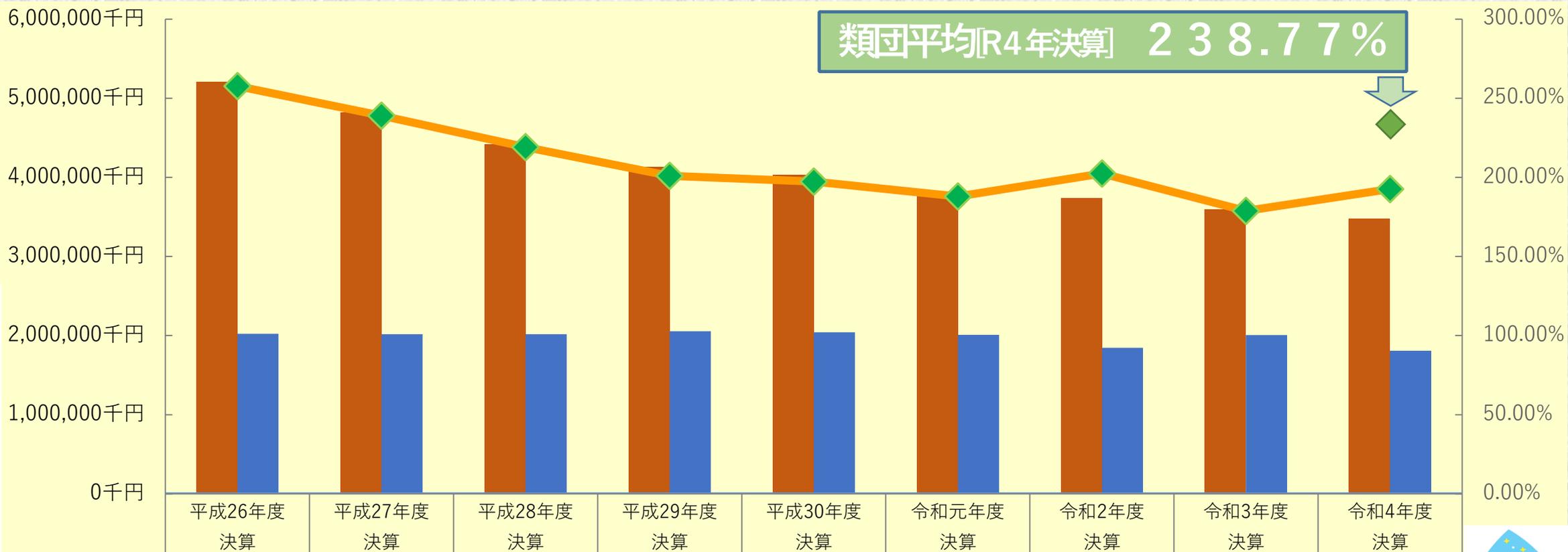
「**量水器購入費**」：量水器(水道メーター)の購入に係る費用  
 「**固定資産購入費**」：土地、車両、工具器具等の固定資産の購入に係る費用





# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて⑩

(消費税抜)



企業債現在高合計	5,206,514千円	4,819,247千円	4,419,809千円	4,127,731千円	4,026,518千円	3,773,954千円	3,735,370千円	3,587,886千円	3,475,799千円
給水収益	2,021,224千円	2,016,316千円	2,017,116千円	2,054,603千円	2,040,234千円	2,007,955千円	1,845,433千円	2,007,611千円	1,804,431千円
対給水収益比率	257.59%	239.01%	219.12%	200.90%	197.36%	187.95%	202.41%	178.71%	192.63%



## 企業債残高対給水収益比率

・・・給水収益に対する企業債残高(企業債現在高合計)の割合で、企業債残高の規模を表す指標、将来的な財政負担の状況を示す。ただし、必要な管路・施設等更新の先送りなどにより企業債残高が、少額になっている場合も低下。**\*令和4年度戸田市管路更新率：0.28%(類団平均：0.60%)**

※令和2,4年度は基本料金減免あり  
 ※令和4年度管路更新延長：**0.9km/324.8km**



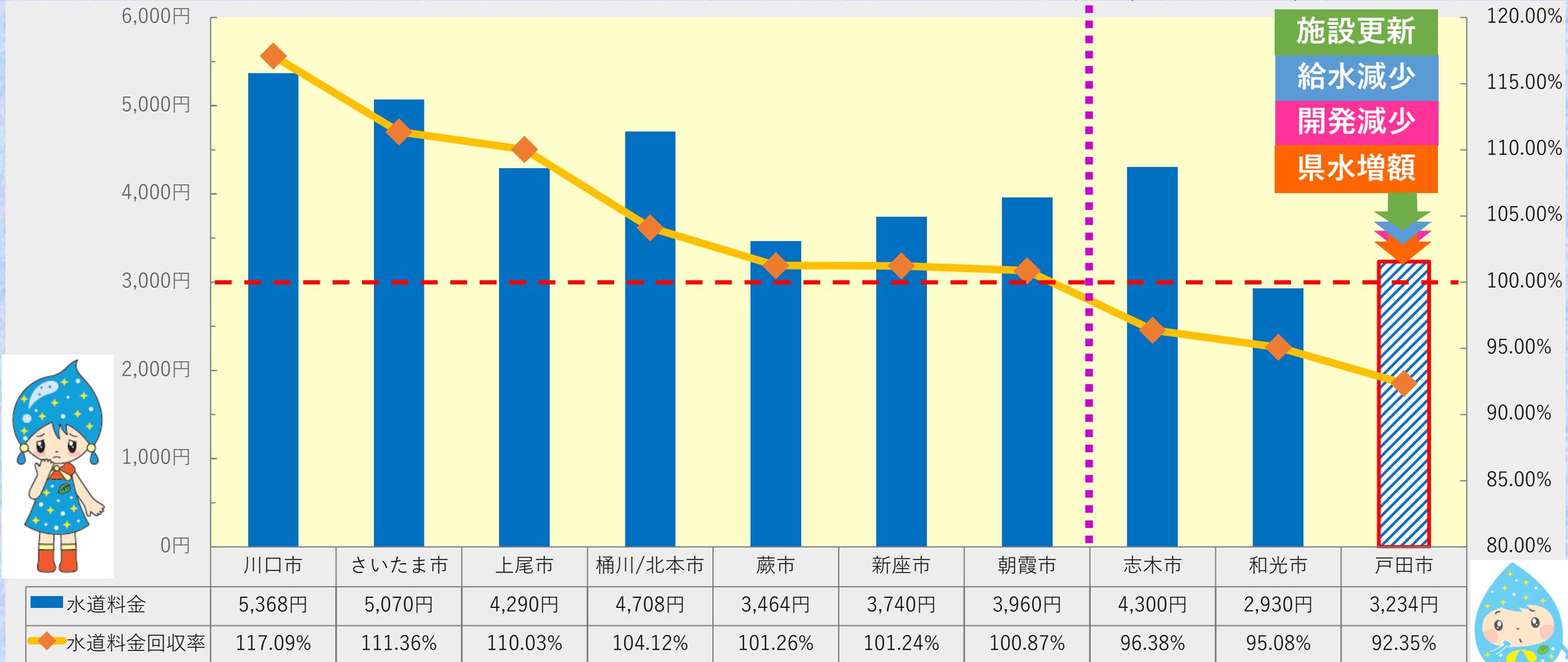
# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて⑪

※消費税込 ※令和5年9月時点  
※料金出典：各市町村HP

## 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人世帯)で使用の水道口径(20mm・水量30m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体)

※戸田市平均世帯人数(令和6年4月時点)：2.05人



※水道料金回収率：令和3年度決算（蕨市：コロナ減免のためR1決算）



# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて⑫

(消費税抜 単位：千円)  
※当年度純利益が税抜のため

※総給水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9～過年度平均減率値  
※有収水量：R6 予算の有収率(92.8%)を一律総給水量に乗じて算出

## ○料金改定をせず現行料金水準を維持した場合

水道事業収益－営業収益		令和6年度予算	令和7年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)	令和11年度予算(見込)	
給水収益 [水道料金] <small>※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm ※従量：～10,20,30,50,100,100～m<sup>3</sup></small>		1,973,085	1,965,982	1,951,852	改定率 00.0% [R11基準] 1,937,824	
	前(々)年度比増減額	—	△ 7,103	△ 14,130	△ 14,028	
	前(々)年度比増減率	—	-0.36%	-0.72%	-0.72%	
その他の水道事業収益		428,232	420,005	405,014	391,782	
水道事業収益 合計		2,401,317	2,385,987	2,356,866	2,329,606	
水道事業費用		2,420,779	2,463,129	2,695,629	2,712,544	
		<small>※費用算出方法 (基準：R6予算)</small>	<small>人件費：+2.07%(中財計R6-R8平均値)、動力費・光熱水費：+15.74%(R2-4平均値)、受水費： R8～+23.4%、委託料：R7=+4.62%(R2-4平均値),R8-9=包括委託：+18.0%,その他:+4.62%</small>			
当年度純利益(収益-費用)		▲ 19,462	▲ 77,142	▲ 338,763	▲ 382,938	
			R8: ▲316,673			
料金回収	供給単価(円)		133.57	133.57	133.58	133.58
	給水原価(円)		158.00	161.45	178.54	181.00
	料金回収率		84.54%	82.73%	74.82%	73.80%



# 1 水道事業の現状及び今後の見通しについて⑬



## 答申要旨 「水道事業の現状及び今後の見通しについて」

- ・戸田市の水道料金は、平成8年度の改定以来、令和6年度までの28年間、消費税等に係る改定分の転嫁を除き、据え置かれており、県内の他水道事業体と比較して極めて廉価な設定となっている。
- ・料金回収率は、平成10年度以降、継続して100%を下回っており、給水に係る費用を給水収益以外で賄うことが恒常化。地方公営企業の経営原則である「独立採算制」が達成されておらず、提供するサービスの対価である料金収入により、給水事業が維持されていないことを表している。
- ・包括委託の導入、有収率・料金収納率の向上等の経費節減、経営効率化のほか、分担金等収入が確保され、料金回収率の不足分を補う原資となってきたことや平成11年度以降、県企業局から買入れる水道用水単価の改定が行われず、事業費用の増加が抑制されてきたことから事業継続が図られた。
- ・将来的な人口動向及び宅地開発面積の縮小等に伴う分担金等収入の減少、令和8年度に県水受水単価の引き上げが予定され、給水収益の根幹となる有収水量については、節水機器の普及や節水意識の高まり等の影響を受けて減少傾向にあり、特に大口使用者においては、その傾向が顕著となっている。
- ・今後も水道事業における収益的収支に与える影響に厳しさが増すとともに、資本的収支についても、老朽化した浄水場や配水管等の水道施設の更新等に係る多額の財源確保が必要となる。
- ・将来にわたり健全な水道事業経営及び安全で強靱な水道施設を維持していくため、国からの技術的な助言も踏まえ、水道料金並びに分担金等の改定について、答申するに至った。





# 2 水道料金の改定について①

## [パターンA]

(消費税抜 単位：千円)  
※当年度純利益が税抜のため

※総給水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9～過年度平均減率値  
※有収水量：R6 予算の有収率(92.8%)を一律総給水量に乗じて算出

### ○料金回収率100%確保

水道事業収益－営業収益		令和6年度予算	令和7年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)	令和11年度予算(見込)
給水収益 [水道料金]		1,973,085	2,663,955	2,644,809	2,625,801
※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm					
※従量：～10,20,30,50,100,100～m <sup>3</sup>					
	前年度比増減額	—	690,870	△ 19,146	△ 19,008
	前年度比増減率	—	35.01%	-0.72%	-0.72%
その他の水道事業収益		428,232	473,872	452,552	433,732
水道事業収益 合計		2,401,317	3,137,827	3,097,361	3,059,533
水道事業費用		2,420,779	2,463,129	2,695,629	2,712,544
		※費用算出方法 (基準：R6予算)	人件費：+2.07%(中財計R6-R8平均値)、動力費・光熱水費：+15.74%(R2-4平均値)、受水費：R8～+23.4%、委託料：R7=+4.62%(R2-4平均値),R8-9=包括委託：+18.0%,その他:+4.62%		
当年度純利益(収益-費用)		▲ 19,462	674,698	401,732	346,989
				R8:429,395	
料金回収	供給単価(円)	133.57	180.99	181.00	181.00
	給水原価(円)	158.00	161.45	178.54	181.00
	料金回収率	84.54%	112.10%	101.38%	100.00%

改定率 35.5%  
うち9.3% 受水費分



# 2 水道料金の改定について②

# [パターンA]

※消費税込 ※令和5年9月時点  
※料金出典：各市町村HP

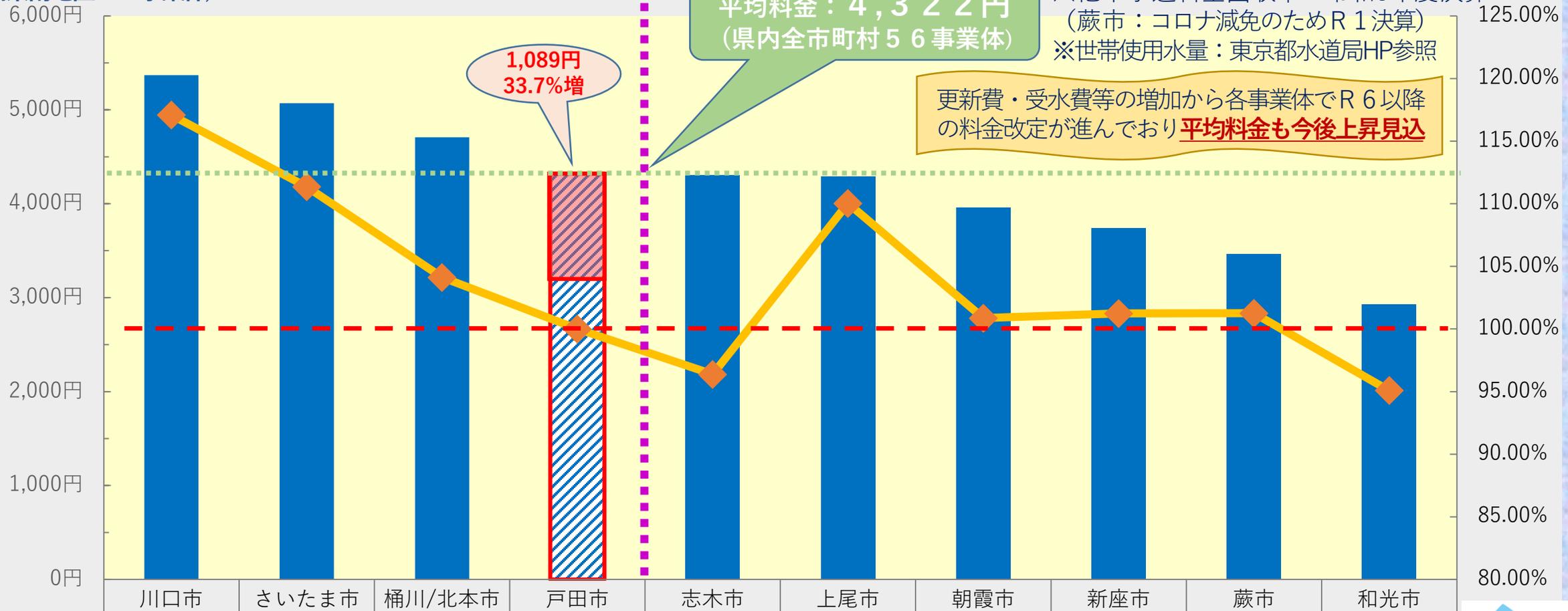
## 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人)で使用の水道口径(20mm・水量30m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,215円

平均料金：4,322円  
(県内全市町村56事業体)

※他市水道料金回収率：令和3年度決算  
(蕨市：コロナ減免のためR1決算)  
※世帯使用水量：東京都水道局HP参照

更新費・受水費等の増加から各事業体でR6以降の料金改定が進んでおり **平均料金も今後上昇見込**



【改定/R11時点】



# 2 水道料金の改定について③

## [パターンA']

(消費税抜 単位：千円)  
※当年度純利益が税抜のため

○料金回収率 100%確保 ※[料金算定期間3年]

※総給水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9～過年度平均減率値  
※有収水量：R6 予算の有収率(92.8%)を一律総給水量に乗じて算出

水道事業収益－営業収益		令和6年度予算	令和7年度予算(見込)	令和8年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)
給水収益 [水道料金]		1,973,085	2,627,772	2,618,312	2,608,886
※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm					
※従量：～10,20,30,50,100,100～m <sup>3</sup>					
前年度比増減額		—	654,687	△ 9,460	△ 9,426
前年度比増減率		—	33.18%	-0.36%	-0.36%
その他の水道事業収益		428,232	473,872	462,882	452,552
水道事業収益 合計		2,401,317	3,101,644	3,081,194	3,061,438
水道事業費用		2,420,779	2,463,129	2,687,852	2,695,629
		※費用算出方法 (基準：R6予算)	人件費：+2.07%(中財計R6-R8平均値)、動力費・光熱水費：+15.74%(R2-4平均値)、受水費：R8～+23.4%、委託料：R7=+4.62%(R2-4平均値),R8-9=包括委託：+18.0%,その他:+4.62%		
当年度純利益(収益-費用)		▲ 19,462	638,515	393,342	365,809
料金回収	供給単価(円)	133.57	178.53	178.54	178.54
	給水原価(円)	158.00	161.45	177.37	178.54
	料金回収率	84.54%	110.58%	100.66%	100.00%

5年改定率：35.5%  
改定率 33.7%  
うち9.3% 受水費分





# 2 水道料金の改定について④ [パターンA']

※消費税込 ※令和5年9月時点  
※料金出典：各市町村HP

## 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人)で使用の水道口径(20mm・水量30m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

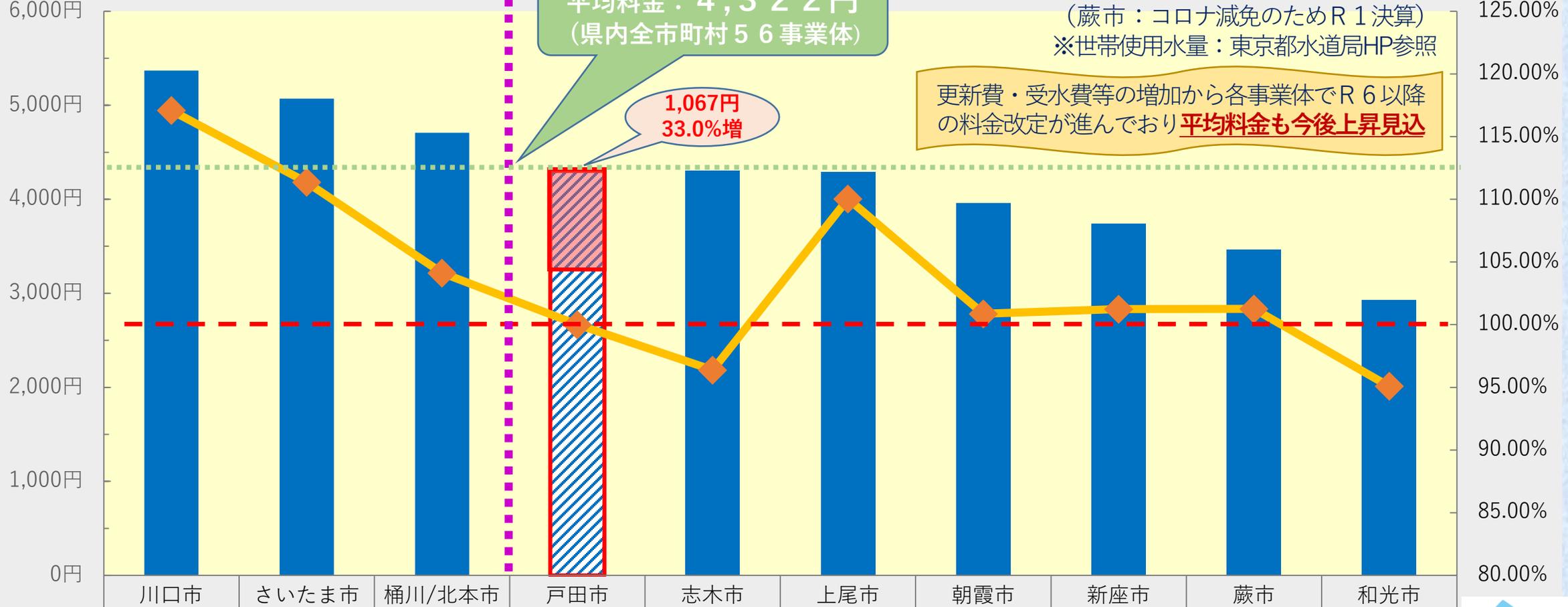
(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,213円

平均料金：4,322円  
(県内全市町村56事業体)

※他市水道料金回収率：令和3年度決算  
(蕨市：コロナ減免のためR1決算)  
※世帯使用水量：東京都水道局HP参照

更新費・受水費等の増加から各事業体でR6以降の料金改定が進んでおり **平均料金も今後上昇見込**

1,067円  
33.0%増



■ 水道料金	5,368円	5,070円	4,708円	4,301円 (現行:3,234円)	4,300円	4,290円	3,960円	3,740円	3,464円	2,930円
◆ 水道料金回収率	117.09%	111.36%	104.12%	100.00%	96.38%	110.03%	100.87%	101.24%	101.26%	95.08%

【改定/R9時点】



# 2 水道料金の改定について⑤ [パターンB]

(消費税抜 単位：千円)  
※当年度純利益が税抜のため

※総給水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9～過年度平均減率値  
※有収水量：R6 予算の有収率(92.8%)を一律総給水量に乗じて算出

## ○料金回収率(100%) + 資産維持費(対象資産3%)

	令和6年度予算	令和7年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)	令和11年度予算(見込)
<b>水道事業収益－営業収益</b>				
<b>給水収益 [水道料金]</b>	<b>1,973,085</b>	<b>3,169,141</b>	<b>3,146,364</b>	<b>3,123,751</b>
※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm ※従量：～10,20,30,50,100,100～m <sup>3</sup>				
前年度比増減額	－	1,196,056	△ 22,777	△ 22,613
前年度比増減率	－	60.62%	-0.72%	-0.72%
<b>その他の水道事業収益</b>	428,232	473,872	452,552	433,732
<b>水道事業収益 合計</b>	<b>2,401,317</b>	<b>3,643,013</b>	<b>3,598,916</b>	<b>3,557,483</b>
<b>水道事業費用</b>	<b>2,420,779</b>	<b>2,463,129</b>	<b>2,695,629</b>	<b>2,712,544</b>
※費用算出方法 (基準：R6予算)		人件費：+2.07%(中財計R6-R8平均値)、動力費・光熱水費：+15.74%(R2-4平均値)、受水費：R8～+23.4%、委託料：R7=+4.62%(R2-4平均値),R8-9=包括委託：+18.0%,その他:+4.62%		
<b>当年度純利益(収益-費用)</b>	<b>▲ 19,462</b>	<b>1,179,884</b>	<b>903,287</b>	<b>844,939</b>
<b>資産維持費</b>	<b>0</b>	<b>497,950</b>	<b>497,950</b>	<b>497,950</b>
※(有形固定資産残高(R6末)-控除資産(土地・建設仮勘定))×3%で算出			※資産維持費は本来4条予算となるが3条予算として当年度純利益相当額を算定	
<b>当年度純利益相当額</b>	<b>▲ 19,462</b>	<b>681,934</b>	<b>405,337</b>	<b>346,989</b>
<b>料金回収</b>	供給単価(円)	133.57	215.31	215.33
	給水原価(円) ※資産維持管理費除	158.00	161.45	178.54
	<b>料金回収率</b>	<b>84.54%</b>	<b>133.36%</b>	<b>120.61%</b>

改定率 61.2%

うち9.3% 受水費分

R8:434,812

パターン Aと同額

100%超= 維持管理分

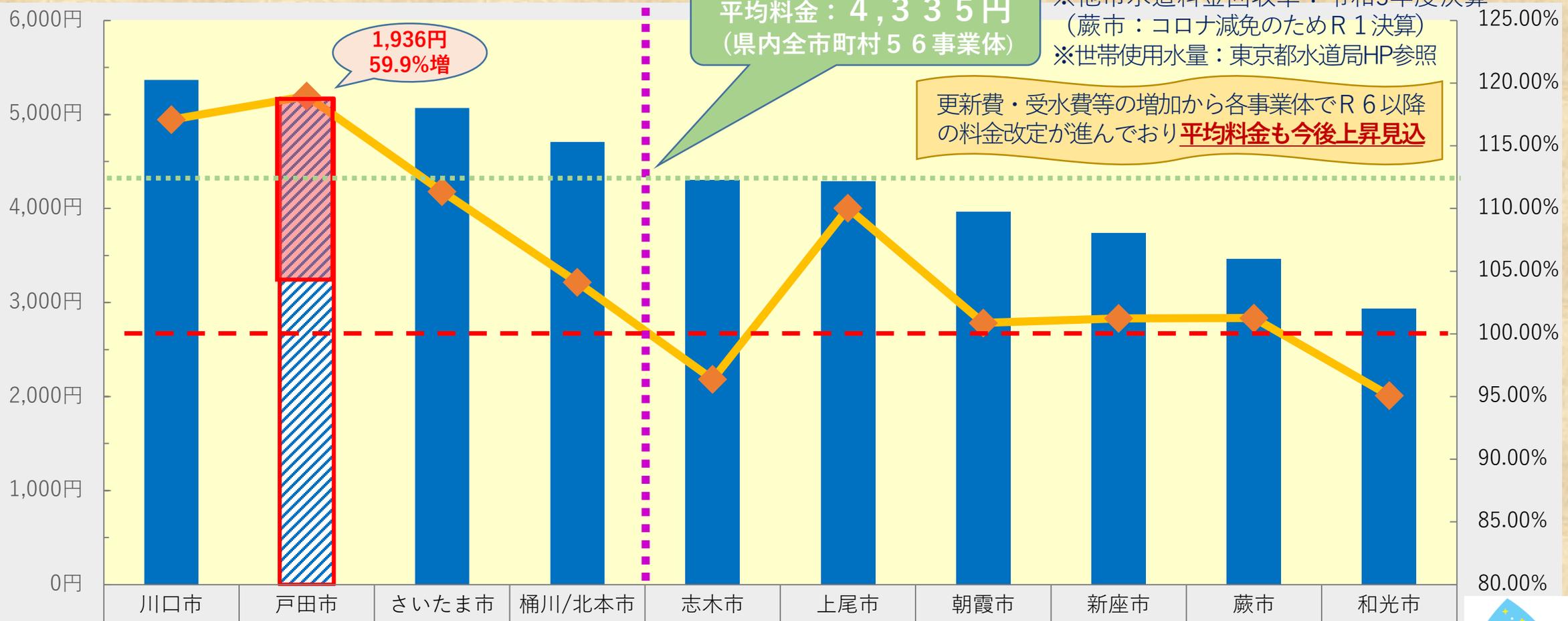


# 2 水道料金の改定について⑥ [パターンB]

※消費税込 ※令和5年9月時点  
※料金出典：各市町村HP

## ● 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人)で使用の水道口径(20mm・水量30m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,300円



	川口市	戸田市	さいたま市	桶川/北本市	志木市	上尾市	朝霞市	新座市	蕨市	和光市
■ 水道料金	5,368円	5,170円 (現行:3,234円)	5,070円	4,708円	4,300円	4,290円	3,960円	3,740円	3,464円	2,930円
◆ 水道料金回収率	117.09%	118.97%	111.36%	104.12%	96.38%	110.03%	100.87%	101.24%	101.26%	95.08%

【改定/R11時点】





# 2 水道料金の改定について⑦ [パターンC]

(消費税抜 単位：千円)  
※当年度純利益が税抜のため

※総給水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9～過年度平均減率値  
※有収水量：R6 予算の有収率(92.8%)を一律総給水量に乗じて算出

## ○料金回収率 + 資産維持費 + 施設更新費(東部浄水場)

水道事業収益 - 営業収益	令和6年度予算	令和7年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)	令和11年度予算(見込)	
給水収益 [水道料金]	1,973,085	3,717,749	3,691,029	改定率 89.1% → 3,664,501	
※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm ※従量：～10,20,30,50,100,100～m <sup>3</sup>					
前年度比増減額		1,744,664	△ 26,720	うち9.3% 受水費分 △ 26,528	
前年度比増減率		88.42%	-0.72%	-0.72%	
その他の水道事業収益	428,232	473,872	452,552	433,732	
水道事業収益 合計	2,401,317	4,191,621	4,143,581	4,098,233	
水道事業費用	2,420,779	3,036,745	3,254,733	3,253,294	
※費用算出方法		減価償却費/支払利息に東部・中部浄水場更新事業費(60億円)に係る経費を加算。支払利息：2%			
：右記以外A/Bと同じ		電気・機械設備(43億円)：耐用年数10年,償還期間10年。配水池(17億円)：同60年,同30年			
当年度純利益(収益-費用)	▲ 19,462	1,154,876	888,848	844,939	
資産維持費	0	497,950	497,950	497,950	
※(有形固定資産残高(R6末) - 控除資産(土地・建設仮勘定)) × 3%で算出				※資産維持費は本来4条予算となるが3条予算として当年度純利益相当額を算定	
当年度純利益相当額	▲ 19,462	656,926	390,898	346,989	
料金回収	供給単価(円)	133.57	252.58	252.60	パターン Aと同額 252.60
	給水原価(円) ※資産維持管理費除	158.00	200.42	216.81	218.28
	料金回収率	84.54%	126.03%	116.51%	100%超= 維持管理分 115.72%

【東部・中部浄水場更新事業】  
東部浄水場(S31/H10)・中部浄水場(S43)  
を統合、機能を東部へ集約。R7着手

R8:413,436



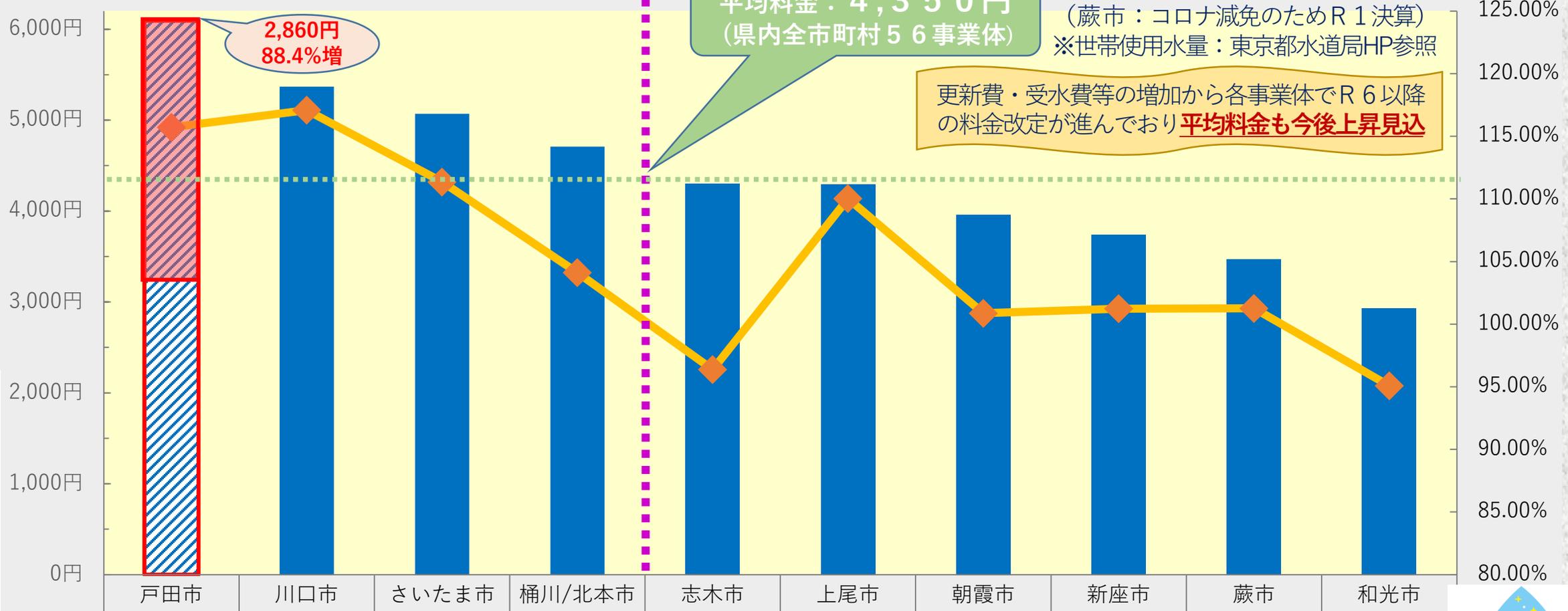
# 2 水道料金の改定について⑧

## [パターンC]

※消費税込 ※令和5年9月時点  
※料金出典：各市町村HP

### 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人)で使用の水道口径(20mm・水量30m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,392円



【改定/R11時点】



# 2 水道料金の改定について⑨ [パターンD]

(消費税抜 単位：千円)  
※当年度純利益が税抜のため

※総給水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9～過年度平均減率値  
※有収水量：R6 予算の有収率(92.8%)を一律総給水量に乗じて算出

## ○料金回収率 + 資産維持費 + 施設更新費(西部浄水場)

	令和6年度予算	令和7年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)	令和11年度予算(見込)	
水道事業収益 - 営業収益					
給水収益 [水道料金]	1,973,085	4,431,339	4,399,491	改定率 125.4% → 4,367,872	
※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm					
※従量：～10,20,30,50,100,100～m <sup>3</sup>					
前年度比増減額		2,458,254	△ 31,848	うち9.3% 受水費分 △ 31,619	
前年度比増減率		124.59%	-0.72%	-0.72%	
その他の水道事業収益	428,232	473,872	452,552	433,732	
水道事業収益 合計	2,401,317	4,905,211	4,852,043	4,801,604	
水道事業費用	2,420,779	3,743,698	3,964,707	3,956,665	
※費用算出方法		減価償却費/支払利息に西部浄水場更新事業費(180億円※事業規模等から東部3倍)及び東部・中部			
：右記以外A/Bと同じ		浄水場更新事業費(60億円)に係る経費を加算。支払利息：2%、耐用年数：30年、償還期間：30年。			
当年度純利益(収益-費用)	▲ 19,462	1,161,513	887,336	844,939	
資産維持費	0	497,950	497,950	497,950	
※(有形固定資産残高(R6末) - 控除資産(土地・建設仮勘定)) × 3%で算出			※資産維持費は本来4条予算となるが3条予算として当年度純利益相当額を算定		
当年度純利益相当額	▲ 19,462	663,563	389,386	346,989	
料金回収	供給単価(円)	133.57	301.06	R8:411,277 → 301.09	パターン Aと同額 301.09
	給水原価(円) ※資産維持管理費除	158.00	248.45	265.40	266.76
	料金回収率	84.54%	121.18%	113.45%	100%超= 維持管理分 112.87%





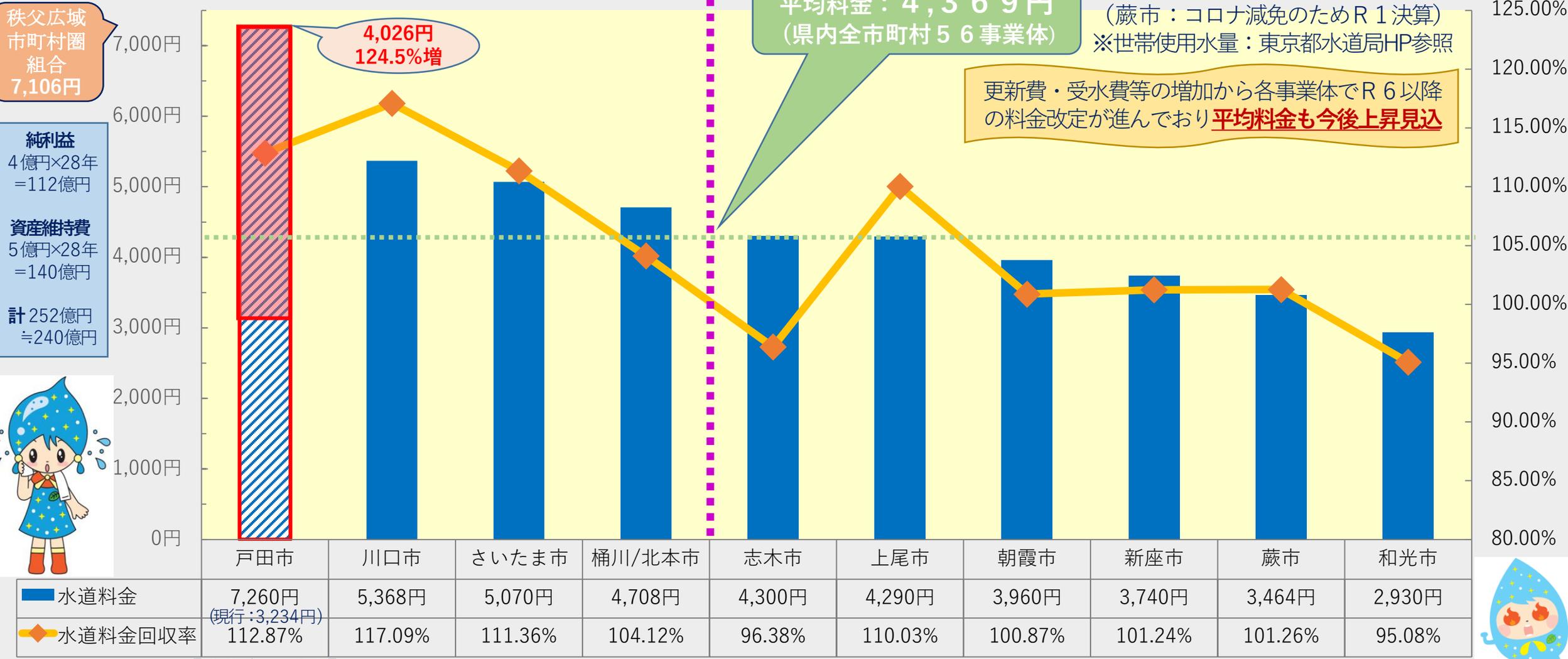
# 2 水道料金の改定について⑩

# [パターンD]

※消費税込 ※令和5年9月時点  
※料金出典：各市町村HP

## 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人)で使用の水道口径(20mm・水量30m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,509円



秩父広域市町村圏組合 7,106円

純利益 4億円×28年 = 112億円  
資産維持費 5億円×28年 = 140億円  
計 252億円 = 240億円



更新費・受水費等の増加から各事業体でR6以降の料金改定が進んでおり **平均料金も今後上昇見込**

【改定/R11時点】



# 2 水道料金の改定について⑪

※消費税込 ※令和5年9月時点  
 ※料金出典：各市町村HP

○世帯人数別料金表 一般家庭用の20mm口径で平均的な世帯使用水量(東京都水道局HP参照)から2か月分料金を算出。 ※戸田市平均世帯人数：2.05人(R6.4)

パターン		パターンA [料金回収率]		パターンB	パターンC	パターンD
世帯人数		[料金回収率]	※算定期間3年	[資産維持費]	[施設更新(東部)]	[施設更新(西)]
1人 現行:2,156円 [水量]	料金(円)	<b>2,904</b>	<b>2,882</b>	<b>3,432</b>	<b>4,070</b>	<b>4,840</b>
	増加額	748	726	1,276	1,914	2,684
	増加率	34.7%	33.7%	59.2%	88.8%	124.5%
2人 現行:3,234円 [水量]	料金(円)	<b>4,323</b>	<b>4,301</b>	<b>5,170</b>	<b>6,094</b>	<b>7,260</b>
	増加額	1,089	1,067	1,936	2,860	4,026
	増加率	33.7%	33.0%	59.9%	88.4%	124.5%
3人 現行:4,114円 [水量]	料金(円)	<b>5,478</b>	<b>5,456</b>	<b>6,600</b>	<b>7,744</b>	<b>9,240</b>
	増加額	1,364	1,342	2,486	3,630	5,126
	増加率	33.2%	32.6%	60.4%	88.2%	124.6%
4人 現行:4,906円 [水量]	料金(円)	<b>6,534</b>	<b>6,512</b>	<b>7,887</b>	<b>9,229</b>	<b>11,022</b>
	増加額	1,628	1,606	2,981	4,323	6,116
	増加率	33.2%	32.7%	60.8%	88.1%	124.7%
平均増加率		<b>33.7%</b>	<b>33.0%</b>	<b>60.1%</b>	<b>88.4%</b>	<b>124.6%</b>

## 2 水道料金の改定について⑫



○令和6年1月2日付けで戸田市上下水道事業経営審議会会長から提言が行われた戸田市水道事業における水道料金に係る適正な設定について、各パターンの提言書内容への対応状況は下表のとおり。

※ 記号説明 ◎：対応 △：一部対応 ×：未対応 -：非該当



料金改定率

35.5%

33.7%

61.2%

89.1%

125.4%

うち受水費9.3%

パターン 提言内容	パターンA [料金回収率] 確保	パターンA [料金回収率] ※料金算定期間3年	パターンB [資産維持費]計上	パターンC [施設更新 (東部浄水場)] 計上	パターンD [施設更新 (西部浄水場)]計上	厚生労働省 通知における 技術的助言
料金回収率の 確保 ※料金算定期間 末時点回収率	◎ 100.00%	◎ 100.00%	◎ 118.97%	◎ 115.72%	◎ 112.87%	有
水道施設の更新等 に係る費用	×	×	×	△	◎	有
定期的な見直し	◎	◎	◎	◎	◎	有
資産維持費の 計上	×	×	◎	◎	◎	有
激変緩和措置の 検討	◎	◎ <sup>+</sup>	△ <sup>+</sup> ・料金体系 ・更新費用 ・負担金等	△	×	無

## 2 水道料金の改定について⑬

### ★ 答申要旨 「水道料金の改定について」

#### (1) 水道料金改定の理由

- ・ 現行の料金水準が維持された場合、今後における料金収入は若干の減少が見込まれる一方、事業費用の増加により、収益的収支は“赤字予算”の状態となり、赤字額の急激な増加が予測される。
- ・ 施設更新等に係る多額の財源確保を勘案した場合、料金回収率、資産維持費を含めた適正な水道料金の設定を実現し、将来にわたり、戸田市が強靱で持続可能な水道事業を維持していくため、事業計画に基づく老朽施設に係る更新、耐震化等の事業を着実に推進する必要がある。

#### (2) 水道料金改定の水準

- ・ 地方公営企業の経営原則である「独立採算制」を達成するため、提供するサービスの対価である料金収入により、給水事業を維持するための条件である適正な料金回収率の確保を前提とする。
- ・ 資産維持費の計上については、東部・中部浄水場、及び西部浄水場に係る更新事業について、多額の財源確保が必要となることを踏まえ、できる限り速やかに、その実現が図られるべき。
- ・ 料金回収率100%を確保した上で、資産維持費として対象資産に対して3%を計上することとして算定を行った結果、改定率について、**61.20%の料金改定**が必要と判断された。

#### (3) 水道料金改定の算定期間

- ・ 水道料金は3年から5年ごとの見直しが定められており、適正な料金設定には、長期的な収支の試算に基づくか等の確認を恒常的に実施し、適切な時期に定期的な見直しが必要。
- ・ 頻繁な料金改定は市民生活における負担感の増長が懸念されることも踏まえ、より安定的な収支が確保される令和7年度から令和11年度までの5年間とするものと判断された。



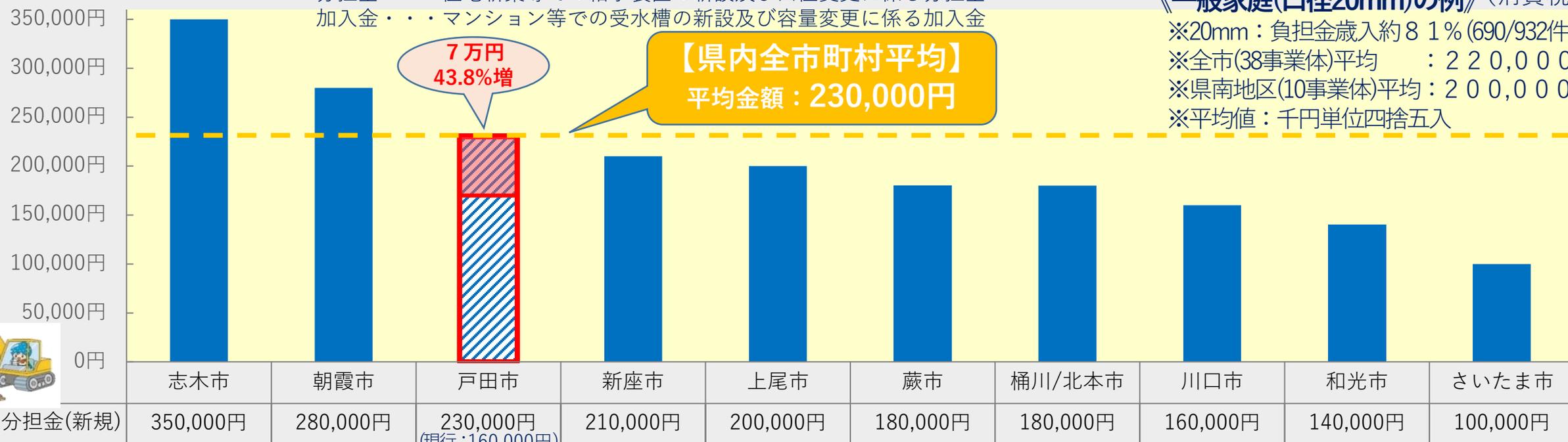
# 3 給水装置の新設又は改造に係る分担金及び水道利用加入金の改定について①

○県内全市町村(56事業体)の平均値を参考に負担金(分担金・加入金)の額を引上げ、建設改良費の積立など事業経営の健全化を図る。対前年度比増減額・率は、令和2年度から令和4年度決算値の平均値と同率(▲6.05%)で算定。

分担金・・・住宅新築等での給水装置の新設及び口径変更に係る分担金  
 加入金・・・マンション等での受水槽の新設及び容量変更に係る加入金

《一般家庭(口径20mm)の例》(消費税抜)

※20mm：負担金歳入約8.1%(690/932件)  
 ※全市(38事業体)平均：220,000円  
 ※県南地区(10事業体)平均：200,000円  
 ※平均値：千円単位四捨五入



【県内全市町村平均】  
平均金額：230,000円

水道事業収益－営業収益 負担金 [分担金・加入金]	令和6年度予算	令和7年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)	令和11年度予算(見込)
	135,980	181,620	160,300	141,480 (単位：千円) R6比較 +4.04%
前年度比増減額	—	45,640	△ 21,320	△ 18,820
前年度比増減率	—	33.56%	-11.73%	-11.74%



### 3 給水装置の新設又は改造に係る分担金及び水道利用加入金の改定について②



## 答申要旨「給水装置の新設又は改造に係る分担金 及び水道利用加入金の改定について」

#### (1) 分担金等改定の理由

- ・ 分担金等収入は、決算における純利益の大部分を占め、料金回収率の不足分を補うための貴重な原資となっているが、将来的には、人口動向、宅地開発面積の縮小等に伴い減少が想定。
- ・ 水道料金の改定により、料金回収率は当面100%が維持される見込みではあるが、分担金等収入について、収益の重要な費目であることに変わりはなく、営業収益における一定程度の割合を維持していくことは、施設更新等の財源確保のためにも必要不可欠である。

#### (2) 分担金等改定の水準

- ・ 県内水道事業体全56団体の平均額を参考に検討した結果、一般的な家庭に適用される口径20mmの水道メーター新設に係る分担金等について、戸田市の16万円に対し、平均額が23万円となり、額で7万円、率で43.8%の差が生じていた。また、すべてのメーター口径において、戸田市の水準がそれぞれの平均額を下回っていた。
- ・ すべてのメーター口径で、県内平均額と同額に設定するものとし、分担金等収入の試算を行ったところ、令和11年度における分担金等収入は、令和6年度予算とほぼ同水準の収入が見込まれたことから、すべてのメーター口径で、県内平均額と同額に改定する。

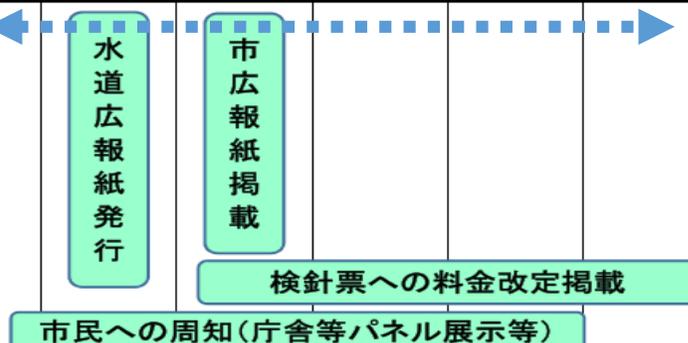




# 4 水道料金等の改定時期について①

## 戸田市水道事業 令和7年度 料金改定スケジュール（案）

		令和5年度			令和6年度											令和7年度	令和8年度		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	4月	
戸田市	市長・水安全部	料金改定の検討 ↑ 適正な料金設定諮問				常任委員会報告	水道広報紙発行 ↑ 料金改定の決定	全員協議会報告	改正条例案の作成	条例改正議案提出	9月定例会		水道広報紙発行	市広報紙掲載				条例施行／料金改定 4/1	
	経営審議会	適正な料金設定提言	審議会開催①		審議会開催②		審議会開催③	適正な料金設定答申						検針票への料金改定掲載					
埼玉県	「県水単価」	料金改定の検討	意見交換・地区説明	全体説明 改定方針決定		料金改定の決定 公表	全体説明	料金改定の決定	条例改正 議案提出				12月定例	改正通知	全体会議		条例施行 4/1	料金改定 4/1	





## 4 水道料金等の改定時期について②



### 答申要旨「水道料金等の改定時期について」

#### (1) 改定時期の理由

- ・令和6年度予算では、前年度に引き続き、収益的収支で“赤字予算”が計上されたところであり、公営企業会計では、予定損益計算上、やむを得ない事情により赤字を生ずることが予想される場合、“赤字予算”を調製することもありうるが、市民生活における最重要のインフラである水道事業を担う公営企業として、このような事業運営は、直ちに、是正されるべきものである。
- ・有収水量の減少、施設更新に係る財源確保等、今後における水道事業を取り巻く環境を勘案した場合、改定時期の“先延ばし”は、料金改定率の増加に直結することとなり、直ちに、収益的収支の改善に努め、将来にわたる水道の安定供給に向けた事業運営の健全化を図る必要がある。
- ・令和8年度に予定される県企業局による県水受水単価引き上げも踏まえた上で、水道料金等の改定は、その時期を令和7年4月1日とする。

#### (2) 改定時期の周知

- ・今回の改定が、平成8年度の改定以来、事実上28年ぶりとなることに留意し、積極的な情報の提供により、水道使用者との情報の共有を図ることとし、水道使用者に対する周知については、十分な期間を設けること。
- ・広報紙、ホームページ等の既存広報媒体をはじめ、検針票などの個別帳票も活用し、水道事業の現状及び今後の見通し、改定の理由・水準・時期について、丁寧な説明を行うことで、水道使用者の理解が得られるように努めることとする。





# 5 付帯意見①

第1514号  
受-6.1.-4 付  
水安全部総務課

令和6年/月2日

戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市上下水道事業経営審議会  
会長 石井晴夫

戸田市水道事業における適正な水道料金の設定について（提言）

令和5年11月9日開催の令和5年度第2回戸田市上下水道事業経営審議会において報告を受けた、令和4年度戸田市水道事業会計決算の内容等を踏まえ、戸田市水道事業における水道料金について、下記の点に留意し、適正な設定が行われるよう提言いたします。

記

- 1 料金回収率の確保  
水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要があることから、事業費用の増加傾向も踏まえ、適正な料金回収率を確保することが必要である。
- 2 水道施設の更新等に係る費用  
水道施設の経年化率及び更新率、規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通し、計画的な更新への取組状況等に基づき算定することが求められている。
- 3 定期的な見直し  
改正水道法でも明記されている通り、長期的な収支の試算に基づいた設定となっているか等の確認を恒常的に実施し、3年から5年ごとの適切な時期に見直しを行うことが必要である。
- 4 資産維持費の計上  
料金の算定基礎には、資産維持費として、対象資産(将来的に維持すべきと判断される償却資産)に対して、耐用年数到来時に更新が可能となるよう、適正な比率を計上することが水道料金算定要領で明記されている。
- 5 激変緩和措置の検討  
今般の物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加等を踏まえ、段階的な料金の引き上げ、分担金・加入金の適正な設定等による激変緩和措置についての検討を行うことが必要である。

以上



令和6年1月2日付けで戸田市上下水道事業経営審議会会長から市長へ提言された「戸田市水道事業における適正な水道料金の設定について」では、「激変緩和措置の検討」について述べられていた。

## 5 激変緩和措置の検討

今般の物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加等を踏まえ、段階的な料金の引き上げ、分担金・加入金の適正な設定等による激変緩和措置についての検討を行うことが必要である。

### 《例示された検討事項》

- ◎ 段階的な料金の引き上げ
- ◎ 分担金・加入金の適正な設定

済

### 《審議経過における検討事項》

- ◎ 料金体系の維持(小口使用者負担軽減)
- ◎ 水道施設の更新等に係る費用の未算入

済

済





# 5 付帯意見②

※消費税込 ※令和5年9月時点  
※料金出典：各市町村HP

○世帯人数別料金表 一般家庭用の20mm口径で平均的な世帯使用水量(東京都水道局HP参照)から2か月分料金を算出。 ※戸田市平均世帯人数：2.05人(R6.4)

パターン		パターンA [料金回収率]	パターンB	パターンC	パターンD
世帯人数		[料金回収率]	[資産維持費]	[施設更新(東部)]	[施設更新(西)]
1人 <small>現行:2,156円</small> [水量]	料金(円)	2,904	3,432	4,070	4,840
	増加額	748	1,276	1,914	2,684
	増加率	34.7%	59.2%	88.8%	124.5%
16m <sup>3</sup>	料金(円)	2,904	3,432	4,070	4,840
	増加額	748	1,276	1,914	2,684
	増加率	34.7%	59.2%	88.8%	124.5%
2人 <small>現行:3,234円</small> [水量]	料金(円)	4,323	5,170	6,094	7,260
	増加額	1,089	1,936	2,860	4,026
	増加率	33.7%	59.9%	88.4%	124.5%
30m <sup>3</sup>	料金(円)	4,323	5,170	6,094	7,260
	増加額	1,089	1,936	2,860	4,026
	増加率	33.7%	59.9%	88.4%	124.5%
3人 <small>現行:4,114円</small> [水量]	料金(円)	5,478	6,600	7,744	9,240
	増加額	1,364	2,486	3,630	5,126
	増加率	33.2%	60.4%	88.2%	124.6%
40m <sup>3</sup>	料金(円)	5,478	6,600	7,744	9,240
	増加額	1,364	2,486	3,630	5,126
	増加率	33.2%	60.4%	88.2%	124.6%
4人 <small>現行:4,906円</small> [水量]	料金(円)	6,534	7,887	9,229	11,022
	増加額	1,628	2,981	4,323	6,116
	増加率	33.2%	60.8%	88.1%	124.7%
46m <sup>3</sup>	料金(円)	6,534	7,887	9,229	11,022
	増加額	1,628	2,981	4,323	6,116
	増加率	33.2%	60.8%	88.1%	124.7%
平均増加率		33.7%	60.1%	88.4%	124.6%





# 5 付帯意見③



○令和6年1月2日付けで戸田市上下水道事業経営審議会会長から提言が行われた戸田市水道事業における水道料金に係る適正な設定について、提言書の内容への対応には下表のとおりとなる。

※ 記号説明 ◎：対応 △：一部対応 ×：未対応 -：非該当



料金改定率

35.5%

33.7%

61.2%

89.1%

125.4%

うち受水費9.3%

パターン 提言内容	パターンA [料金回収率]	パターンA' [料金回収率] ※料金算定期間3年	パターンB [資産維持費]	パターンC [施設更新 (東部浄水場)]	パターンD [施設更新 (西部浄水場)]	厚生労働省 通知における 技術的助言
料金回収率の 確保 ※料金算定期間 末時点回収率	◎ 100.00%	◎ 100.00%	◎ 118.97%	◎ 115.72%	◎ 112.87%	有
水道施設の更新等 に係る費用	×	×	×	△	◎	有
定期的な見直し	◎	◎	◎	◎	◎	有
資産維持費の 計上	×	×	◎	◎	◎	有
激変緩和措置の 検討	◎	◎ <sup>+</sup>	△ <sup>+</sup>	△	×	無





## 5 付帯意見④



### 答申要旨「付帯意見」 ※激変緩和措置を講じる場合

#### (1) 水道料金改定の理由

- ・水道料金に係る支出の抑制は、家計における負担感の増加に対する緩和に有効であることから、段階的な水道料金の引き上げによる激変緩和措置を講じた上での水道料金の改定を実施する。

#### (2) 水道料金改定の水準

- ・資産維持費の計上を見送ることとし、適正な料金回収率として100%を確保することとして算定を行った結果、改定率について、33.66%の料金改定が必要であると判断された。

#### (3) 水道料金改定の算定期間

- ・水道使用者の負担軽減を図ると共に、次回改定時期の“先延ばし”は、次期改定における料金改定率の増加に直結することから、令和7年度から令和9年度までの3年間とするものと判断され

#### ◎激変緩和措置を講じる場合において留意すべき事項

- ① 遅くとも令和10年度を始期とする次期料金改定を実施し、できる限り速やかに今後における人口動向、水道使用者の水需要を予測した料金体系の見直しを含め、更なる水道料金の適正化を図る。
- ② 資産維持費の計上は、料金設定の基礎に含める必要があることを踏まえ、次期料金改定では適正な比率を計上し、多額の財源確保が必要となる浄水場更新事業に係る費用等を勘案すること。
- ③ 浄水場更新事業等に係る費用に多額の財源確保を踏まえ、できる限り速やかに事業経営の健全化を図り、建設改良費の積み立てに取り組むなど、世代間負担の公平性の確保に努めること。
- ④ 上下水道ビジョン等で事業計画・中長期的収支見通しに基づく適正な料金設定の検証を行うこと。



# 6 審議経過等

審議会名等	開催日等	議事及び表題	審議概要
令和5年度 第2回 上下水道事業経営審議会	令和5年11月 9日	・水道事業会計(令和4年度分) 決算について【報告】	令和4年度 水道事業会計決算の概要 ・水道事業の業務量、収益的収支の状況、 資本的収支の状況 他
提 言	令和6年 1月 2日	・水道事業における適正な水道 料金の設定について(提言)	—
諮 問	令和6年 1月26日	・水道事業における適正な水道 料金の設定について(諮問)	—
令和5年度 第3回 上下水道事業経営審議会	令和6年 2月13日	・水道事業における適正な水道 料金の設定について【審議】	令和7年度 水道料金改定シミュレーション ・収益的収支の予測、分担金及び加入金に 係る納付額の見直し、パターンA～D 他
令和6年度 第1回 上下水道事業経営審議会	令和6年 4月 9日	・水道事業における適正な水道 料金の設定について【審議】	令和7年度 水道料金改定シミュレーション② ・審議内容及び現行料金等、パターンC-3y～F-5y、 世帯人数別料金表及び提言書への対応について
令和6年度 第2回 上下水道事業経営審議会	令和6年 6月 3日	・水道事業における適正な水道 料金の設定について【審議】	適正な水道料金の設定に係る答申 ・水道事業の現状及び今後の見通し、水道 料金の改定、分担金等の改定、水道料金 等の改定時期、付帯意見、審議経過等
答 申	令和6年 6月21日	・水道事業における適正な水道 料金の設定について(答申)	—

